

Osaka City Programming Camp 2016 参加規約

本参加規約は、大阪市が主催する中学生向けプログラミング講座「Osaka City Programming Camp 2016」の参加に関する諸条件を定めるものである。本講座への申込みについては、本参加規約に同意したうえで行うものとする。

第1条（定義）

1. 本市とは、大阪市をいう。
2. 本講座実施事業者とは、本市が本講座の企画・運営を委託するライフイズテック株式会社をいう。
3. 参加希望者とは、本講座への参加を希望する者をいう。
4. 参加者とは、参加希望者で、かつ、その法定代理人が本参加規約に同意した者のうち、本市が参加を承認した者をいう。
5. 保護者とは、参加を希望する者の法定代理人及び参加者の法定代理人をいう。
6. 個人情報とは、本講座への申込みまたは参加にあたって本市及び本講座実施事業者に提供した情報のうち、特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報）をいう

第2条（本講座の概要）

1. 本講座は、ゲーム、iPhone アプリ、Web サービス（ホームページの製作）の開発を通じたプログラミング学習を目的とする講座である。本講座の対象者は、大阪市在住の中学生とし、それ以外の者については参加することができない。

第3条（本講座への申込み及び参加条件）

1. 参加希望者の保護者は、本参加規約に同意のうえ、本市が求める情報を入力または記載（以降、「登録」という。）し、大阪市電子申請オンラインアンケートシステムまたは往復はがきにて参加を申し込むものとする。なお、当該情報に虚偽の登録をしてはならない。
2. 本講座の定員は50名であり、申込み多数の場合は抽選とする。また、申込みは、参加を約束するものではなく、本市からの参加案内の通知とそれに対する参加者の保護者からの返信をもって参加の権利を得たものとする。
3. 本市または本講座実施事業者は、参加者またはその保護者が本参加規約に違反する場合、またはその恐れがあると本市または本講座実施事業者が判断した場合、参加者またはその保護者に事前に通告・催告することなく、かつ参加者またはその保護者の承諾を得ずに、本市または本講座実施事業者の裁量により直ちに、当該参加者に対して、本講座への参加停止、その他本市または本講座実施事業者が適切と判断する措置をとることができるものとする。

第4条（参加費用・パソコンレンタル費用）

1. 本講座の参加費用（受講費、教科書代、コンピュータープログラム使用料）は無料とする。
2. 参加者の保護者は、参加者が本講座の中でゲーム、iPhone アプリ、Web サービスを開発する目的でパソコンをレンタルする場合には、本講座実施事業者に対し、本講座の初日にそのレンタル費用5,400円を現金で支払う。なお、本講座実施事業者に対し一旦支払った当該レンタル費用については、いかなる場合においても

返金されない。

第5条（登録情報）

1. 本市は、参加者及びその保護者が登録した情報（以下、「登録情報」という。）を次の各号の目的で利用する。
 - （1） 本講座の運営（本市から参加者またはその保護者に対する本講座の参加にあたっての詳細スケジュールや持ち物等留意事項の事前連絡、講座当日の緊急連絡先等の情報連絡、事前アンケートの送付、講座当日の参加者の受付を指す。）
 - （2） 本講座の運営に著しく影響を及ぼす事柄（カリキュラムの大幅な変更、台風・大雨等の災害発生時の本講座の延期を含む。）に関して、参加者またはその保護者に対する連絡
 - （3） 参加者またはその保護者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるための連絡
2. 本市は、本市が必要と認めるときに限り、登録情報を次の各号の目的で本講座実施事業者に提供する。
 - （1） 本講座の運営（前項第1号に定める本市から参加者またはその保護者に対する本講座の参加にあたっての詳細スケジュールや持ち物等留意事項の事前連絡、講座当日の緊急連絡先等の情報連絡、事前アンケートの送付、講座当日の参加者の受付を指す。）
 - （2） 本講座の運営に著しく影響を及ぼす事柄（カリキュラムの大幅な変更、台風・大雨等の災害発生時の本講座の延期を含む。）に関して、参加者またはその保護者に対する連絡
 - （3） 参加者またはその保護者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるための連絡
3. 本市及び本講座実施事業者は、登録情報について、次の各号の場合を除き、参加者本人及びその保護者本人以外の第三者に開示しない。
 - （1） 参加者の個人情報の開示や利用について、参加者本人またはその保護者の同意がある場合
 - （2） 参加者の保護者の個人情報の開示や利用について、保護者本人の同意がある場合
 - （3） 法令に基づく場合
 - （4） 本市、本講座実施事業者、参加者その他第三者の生命、身体もしくは財産の保護のために必要がある場合
 - （5） 公衆衛生の向上またはこどもの健全な育成の推進のために特に必要がある場合
4. 本講座実施事業者は、個人情報について、当該事業者のプライバシーポリシー（<https://life-is-Tech.com/policy/>）に基づき取り扱うものとする。ただし、本参加規約に定める事項と当該事業者のプライバシーポリシーとに相違が生じた場合は、大阪市個人情報保護条例及び本参加規約の規定を優先して適用する。

第6条（知的財産権等）

1. 本講座実施事業者が参加者に提供する教科書及びコンピュータープログラム（以下、「教材」という。）及び教材を基礎として参加者が作成した成果物に関する特許権（特許を受ける権利を含む。）、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、その他すべての知的財産にかかる権利（以下、「知的財産権」という。）は、本講座実施事業者に帰属するものとし、本講座実施事業者は成果物を広告・宣伝・出版等の目的で利用する権利を有する。なお、参加者は本講座実施事業者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
2. 参加者が本講座参加中に教材に依拠しないで制作したプログラム・イラストを含む成果物及び本講座に関連して制作した成果物に関する特許権（特許を受ける権利を含む。）、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、知的財産権は、これらの成果物の一部または全部に第三者の知的財産権が含ま

れない限り。参加者本人に帰属するものとする。ただし、本講座実施事業者は成果物を広告・宣伝・出版等の目的で利用する権利を有する。

3. 本講座実施事業者は、参加者が本講座において投稿、アップロードまたは保存したすべての情報（文字情報、画像情報等を含む。）について、これらを保存・蓄積した上、本講座の円滑な運営、改善、本講座実施事業者または本講座の宣伝告知等を目的として、あらゆる態様で利用できるものとし、参加者の保護者はこれに同意するものとする。
4. 参加者は、本講座において制作したプログラム・イラストを含む成果物のデータについては、参加者またはその保護者が保存するものとし、本市及び本講座実施事業者は保存義務を負わないものとする。

第7条（禁止事項）

1. 参加者及びその保護者は、本講座の参加に際して次に定める行為を行ってはならない。
 - (1) 良識にかける行為や品位に欠ける行為
 - (2) 他の参加者やその保護者、本講座実施事業者、その他第三者を誹謗・中傷したり、名誉を傷つけたりする行為
 - (3) 他の参加者やその保護者、本講座実施事業者、その他第三者に対して、暴力をふるう等の行為
 - (4) 商標権、著作権、著作者人格権等の知的財産権、肖像権及びパブリシティ権を含む、他の参加者やその他第三者の権利を侵害する、またはその恐れのある行為
 - (5) 社会倫理や法令に反する行為
 - (6) 本市の承諾のない商業行為
 - (7) 宗教団もしくはそれと同視しうる団体への勧誘、布教、寄付等を求める、またはその恐れのある行為
 - (8) その他、本市及び本講座実施事業者が不適切と判断する行為
2. 参加者及びその保護者が第1項に定める禁止事項のいずれかに違反した場合、本市及び本講座実施事業者は、当該参加者及びその保護者に対し、その行為により本市及び本講座実施事業者が被った一切の損害（合理的な弁護士費用を含む。）の賠償を請求できるものとする。

第8条（傷病等発生時の対応）

1. 参加者及びその保護者は、参加者に持病等がある場合、申込み時に申告するものとする。また、参加時の保護者の付き添いや持病の薬の持参等、参加者及びその保護者にて必要な対応をするものとする。
2. 参加者及びその保護者は、参加中の脱水症状を防ぐため、各自で必要な飲み物を持参するものとする。
3. 本講座実施事業者は、参加者の怪我や発熱、腹痛、頭痛等の疾病が疑われる場合、また、打撲、外傷等の負傷が認められ、かつその保護者に連絡が取れない場合、本講座実施事業者の判断で、参加者を医療機関に受診させる場合がある。なお、その際受診にかかった費用等は参加者及びその保護者の負担とする。保護者は、医療機関の受診を拒否する場合、事前に申告するものとする。保護者からの事前の申告がなかった場合には、緊急時の医療機関の受診に同意したものとみなす。
4. 本講座実施事業者は、参加者の持病、身体の故障、障がい等により参加中の介助が必須であると判断した場合、保護者の付き添いを要求できる。

第9条（食物アレルギー等に関する注意点）

1. 本講座実施事業者は、本講座のプログラム中において、お菓子等を配布する場合があります、それらには小麦・乳・大豆・えび・卵などが含まれている場合があります。参加者に食物アレルギーがある場合、保護者は申込み

時にその内容について申告するものとする。保護者からの事前の申告がなかった場合には、本講座実施事業者は食物アレルギーがないものとして対応する。

第10条（参加者の安全確保）

1. 本市及び本講座実施事業者は、本講座参加中の参加者の安全管理について、十分な注意を払うが、万が一、参加者に傷病等が発生した場合は、本市または本講座実施事業者が故意または重過失がある場合を除いて、本市及び本講座実施事業者は責任を負わないものとする。
2. 参加者の保護者は、本市及び本講座実施事業者が指定する本講座実施会場の集合場所への参加者の送迎を行い、当該移動に際する安全確保は、参加者及び保護者自身で行うものとする。
3. 参加者及びその保護者は、1日のプログラム終了後の待ち合わせ場所を事前に決めるものとし、参加者の保護者は本講座終了後30分以内に迎えにくるものとする。万が一、迎えの到着が本講座終了後30分を超えた場合、本市及び本講座実施事業者は、可能な範囲で保護者が到着するまでの間、参加者に付き添うが、これを保証するものではない。

第11条（保険の加入）

1. 本講座実施事業者は、万が一の場合に備え、本講座実施事業者負担にて保険に加入するものとする。補償範囲等の詳細は、下記保険会社のホームページに記載する。
・三井住友海上レクリエーション傷害補償プラン A（1）
(https://life-is-Tech.com/docs/mitsuisumitomo_recreation.pdf)
2. 参加者の保護者は、参加者が上記保険の被保険者となることに同意するものとする。
3. 参加者の過失により、参加者がレンタルしたパソコンが壊れた場合、本講座実施事業者はその修理に要した費用を参加者の保護者に請求できるものとする。
4. 参加者またはその保護者の過失により、本講座のために借用している会場及び付属設備に損害が発生した場合、本市及び本講座実施事業者はその損害回復に要した費用を参加者の保護者に請求できるものとする。

第12条（災害発生時等緊急時の対応）

1. 大きな災害が発生した場合は、直ちに本講座を中止する。原則として、本講座開催会場にとどまり安全を確保するが、本市及び本講座実施事業者が会場の安全が保てないと判断したとき、最寄りの広域避難場所に移動する。災害発生時には、電話⇒メール⇒災害時伝言板（171）の順の手段で保護者に連絡する。

第13条（写真等の撮影及び使用）

1. 本市及び本講座実施事業者が撮影した参加者の写真・動画等は、本市または本講座実施事業者のホームページ等の広報・広告及び販促物等に使用する場合があり、参加者及びその保護者はあらかじめこれを了承するものとする。参加者及びその保護者は、写真・動画等の撮影及びその使用を拒否する場合は、申込み時に申告するものとし、事前にその申告がなかった場合、写真・動画等の撮影及びその使用に、参加者及びその保護者が同意したものとみなす。
2. 参加者及びその保護者は、本講座開催中に、テレビ、新聞、ラジオ等の取材が行われる場合があることを了承し、当該取材を拒否する場合は、申込み時に申告するものとする。事前にその申告がなかった場合、当該取材に、参加者及びその保護者が同意したものとみなす。
3. 参加者及びその保護者は、参加中の写真・動画を撮影する場合や、撮影した写真・動画をインターネット

ト等に公開する場合は、他の参加者及びその保護者の顔や個人情報等が写らないようにする、または、撮影やインターネット等への公開に他の参加者及びその保護者の同意を得て行うものとする。

第 14 条（本講座における作品の開発・制作）

1. 参加者及びその保護者は、本講座で制作した作品の完成度は参加者本人の技術レベルによって異なる可能性があることをあらかじめ了承するものとし、本市及び本講座実施事業者は、参加者及びその保護者がイメージした通りの作品ができることを保証しない。
2. 参加者及びその保護者は、本講座において作成したアプリやゲームのデータを USB メモリ等への保存及び持ち帰りを希望する場合、USB メモリは本講座中に参加者が持参するものとする。また、参加者及びその保護者は、スマートフォンやタブレット等の端末へ当該データを登録することを希望する場合、各種端末を持参するものとする。なお、参加者及びその保護者は、開発プラットフォーム側のサーバー不具合やメンテナンス、開発言語と持参した端末の相性、OS やメモリ等端末側の環境など、様々な要因により、作成したアプリやゲームのデータを持ち帰ることができない場合や持ち帰り可能になるまでに時間を要する可能性があることをあらかじめ了承するものとする。

第 15 条（免責）

1. 本市及び本講座実施事業者は、本講座において、参加者またはその保護者との相互の間で、及び参加者またはその保護者と第三者との間で発生した一切のトラブル（違法行為または公序良俗に反する行為の提案、名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等）に関して、本市または本講座実施事業者が故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。
2. 本市及び本講座実施事業者は、本講座の参加に起因して発生した参加者またはその保護者に発生した一切の損害（本講座参加中及び本講座への送迎中における傷病、参加者の持ち物の紛失、その他一切のトラブルを含む。）について、本市または本講座実施事業者が故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

第 16 条（権利義務の譲渡禁止）

1. 参加者またはその保護者は、本参加規約に基づく一切の権利または義務について、第三者への譲渡承・承継を行ってはならない。

第 17 条（紛争の解決）

1. 本講座の実施に起因または関連して、本市、本講座実施事業者、参加者またはその保護者、第三者との間で疑義、問題が生じた場合、各々が都度誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
2. 本講座の実施に起因または関連する一切の訴訟、その他の紛争については、原則として、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審裁判所とする。

第 18 条（準拠法）

1. 本参加規約は、日本国内法に準拠し、日本国内法に従って解釈されるものとする。

制定日：平成 28 年 6 月 30 日